

山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議

日 時：平成23年2月9日（水）20時00分～

場 所：農林水産部2号会議室（9階）

1 挨拶

2 協議事項

（1）常盤公園内におけるコクチョウの高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認について

（2）本県の対応について

（3）国内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

（4）その他

1 常盤公園内におけるコクチョウからの高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認について

(1) 発生状況

- ・年月日：平成23年2月9日
- ・発生場所：2月9日朝、死亡したコクチョウ(カモ目カモ科)を収容
- ・検査結果：簡易検査で陽性
遺伝子検査でH5亜型を確認

(2) 対応の経緯(2月9日)

- 10:00 常盤公園の職員が、死亡したコクチョウを収容
- 11:50 中部家保に死亡後搬入
- 12:15 簡易検査で陽性を確認
- 13:30 遺伝子検査を開始
- 19:00 遺伝子検査でH5亜型を確認

(3) 今後のスケジュール

ウイルス分離を行い、分離したウイルスを国の動物衛生研究所に送付後、病原性(強毒タイプ、弱毒タイプ)を判定

参考)

農林水産省は、家きんが高病原性鳥インフルエンザ(H5型、H7型)に感染した場合は、病原性の強弱にかかわらず、殺処分としている。

高病原性の場合、弱毒でも鳥の間で感染を繰り返すと強毒に変異すると考えられるため、病原性の強弱にかかわらず、殺処分となる。

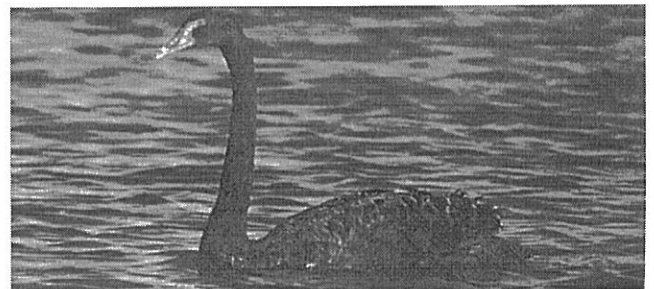
コクチョウ カモ目カモ科

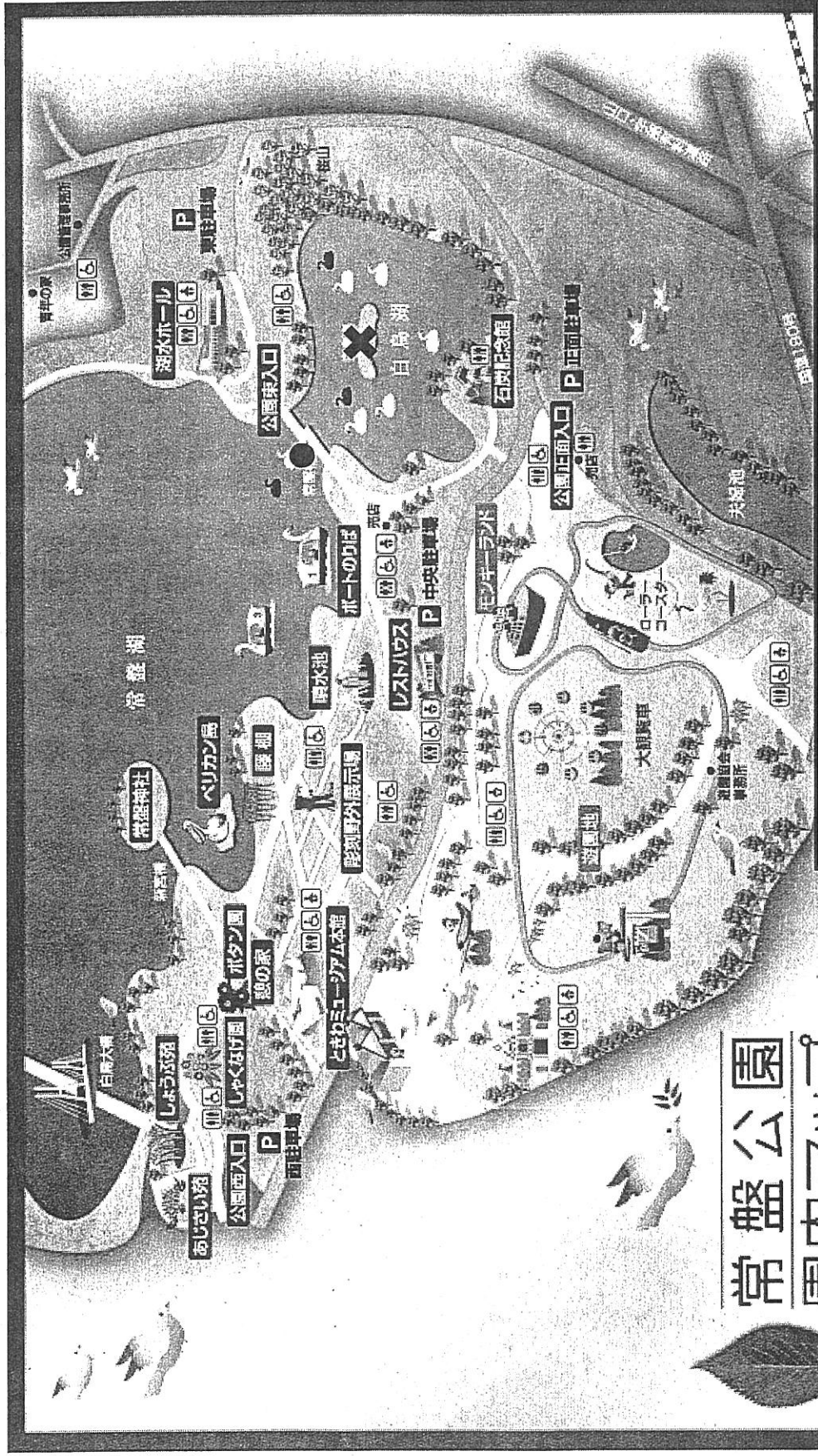
○ 特徴

- ・全身黒い
- ・嘴は赤く、先端付近に白い帯がある。

○ 分布

- ・オーストラリアに分布。日本では公園や庭園等でよく飼われている。





常盤公園
園内マップ
TOKIWA PARK FIELD MAP

● 2/6 死亡野鳥 (キンクロハジロ) 発見場所

✕ 2/9 コクチヨウ 発見場所

2 本県の対応について

(1) 家きん飼養農場への対応

- ① 半径10km以内の家きん飼養農場に緊急調査を実施
(100羽以上飼養農場9戸、100羽未満は49戸が該当)
- ② 養鶏農家等への注意喚起と異常の有無の確認
- ③ 養鶏農家等への緊急消毒の実施(2月3日から消石灰を配布中)
監視区域内の全ての家きん飼養農場には既に配布済み
- ④ 異常発見時に、直ちに最寄りの家畜保健衛生所への通報の再徹底
- ⑤ 野鳥の侵入防止、消毒実施等の防疫対策を再徹底するよう指導
農場の衛生管理の一斉点検(1月22日～2月18日)
- ⑥ 報告徴求など監視体制の堅持
 - ・モニタリング検査：定点モニタリング検査(14農場：毎月)
強化モニタリング検査(105農場：年2回)
 - ・報告徴求：週1回の報告を継続
- ⑦ 風評被害対策並びに相談窓口の継続

(2) 常盤公園内の対応

- 宇部市からの要請に応じて防疫活動の支援
- ・県現地支援室を湖水ホールに設置
 - ・獣医の派遣、資材の提供等

(3) 飼養鳥への対応

動物園や鳥類を展示している施設への指導

(4) 野鳥への対応

- ① 野鳥の監視体制の強化(半径10km以内)
- ② きらら浜自然観察公園を当分の間閉鎖(監視、消毒、来場者への注意喚起)

(5) 死亡野鳥等の検査状況(2月8日現在)

平成22年11月29日の島根県での発生以降、46件の検査を実施し、全て陰性を確認

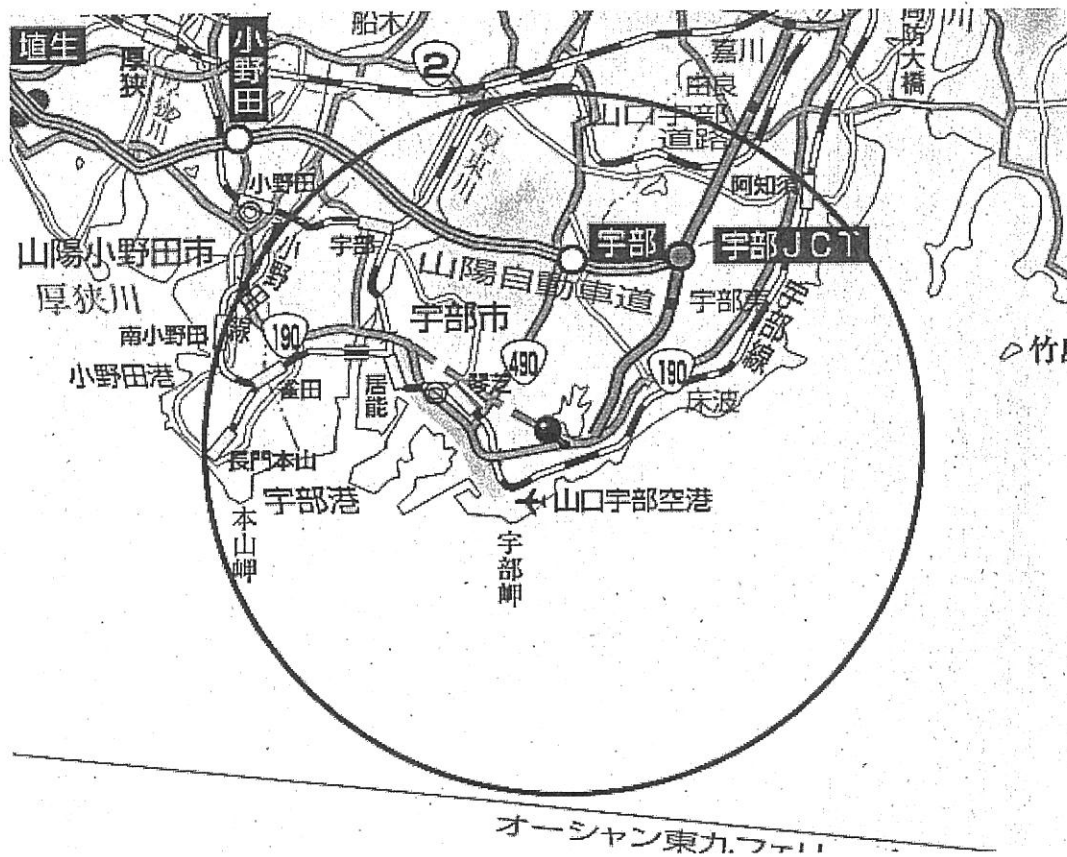
(6) 高病原性鳥インフルエンザに関する相談状況

相談件数：59件(2月7日現在)

内 容：愛玩鶏及び野鳥の死亡を確認した場合の対応について
食鳥肉、卵の安全性について
鶏舎等の消毒に関すること 等

資料 発生地 10 km圏内の鳥類飼養状況

※発生地から半径10kmを監視区域に設定し、監視体制を強化



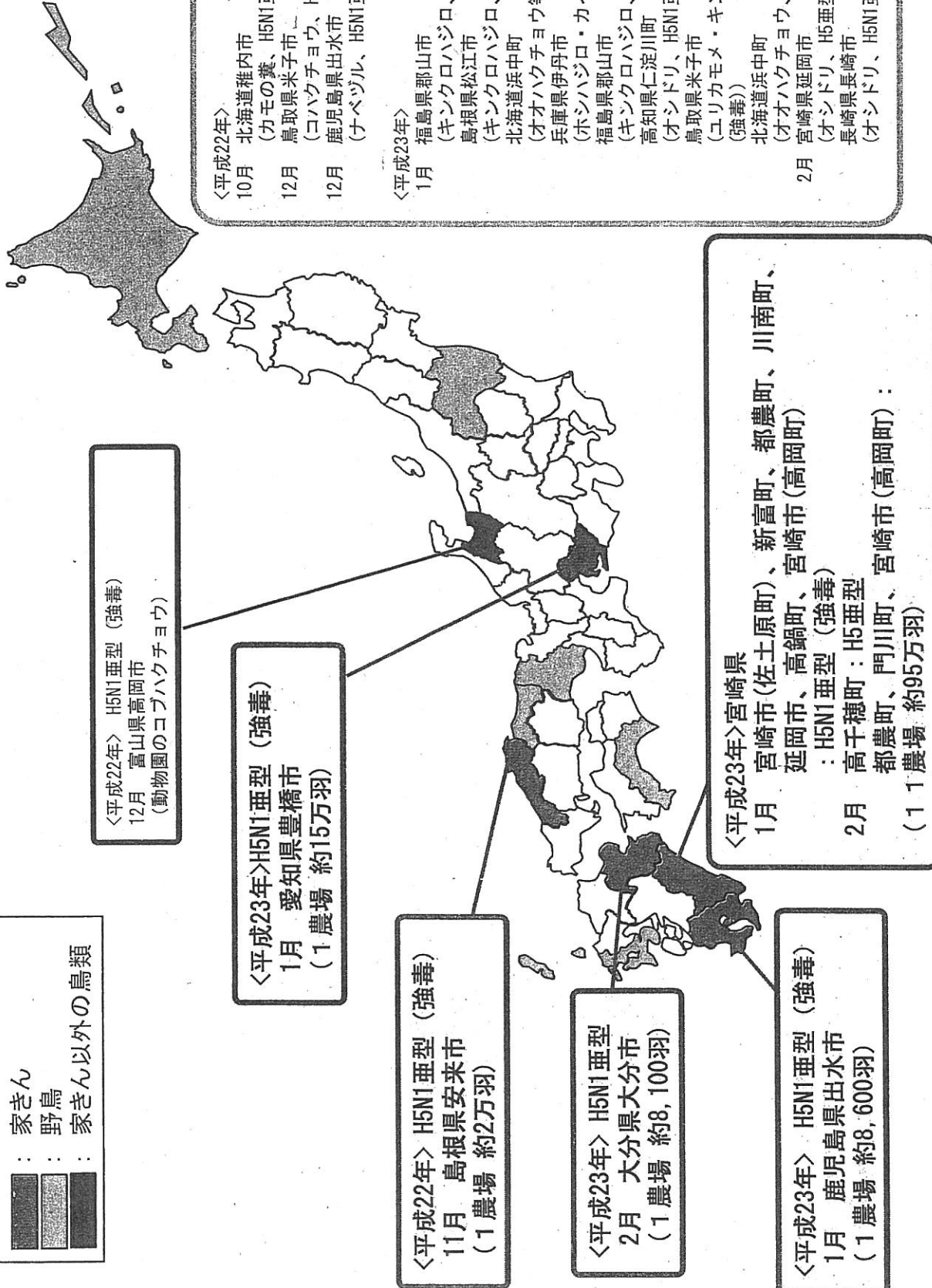
◆発生地10km圏内の鳥類飼養状況

合計	採卵鶏		肉用鶏		その他		小羽数		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
山口市	0	0	0	0	0	0	22	352	22	352
宇部市	8	373,586	0	0	1	717	23	528	32	374,831
山陽小野田市	0	0	0	0	0	0	4	85	4	85
合計	8	373,586	0	0	1	717	49	965	58	375,268

日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

平成23年2月7日

■ 家さん
 ■ 野鳥
 ■ 家さん以外の鳥類



<平成22年> H5N1亜型 (強毒)
 12月 富山県高岡市
 (動物園のコブハクチョウ)

<平成23年>H5N1亜型 (強毒)
 1月 愛知県豊橋市
 (1農場 約15万羽)

<平成22年> H5N1亜型 (強毒)
 11月 島根県安来市
 (1農場 約2万羽)

<平成23年> H5N1亜型
 2月 大分県大分市
 (1農場 約8,100羽)

<平成23年> H5N1亜型 (強毒)
 1月 鹿児島県出水市
 (1農場 約8,600羽)

<平成23年>宮崎県
 1月 宮崎市(佐土原町)、新富町、都農町、川南町、
 延岡市、高鍋町、宮崎市(高岡町)
 : H5N1亜型 (強毒)
 2月 高千穂町 : H5亜型
 都農町、門川町、宮崎市(高岡町) :
 (1農場 約95万羽)

<平成22年>
 10月 北海道稚内市
 (カモの糞、H5N1亜型 (強毒))
 12月 鳥取県米子市
 (コハクチョウ、H5N1亜型 (強毒))
 12月 鹿児島県出水市
 (ナベヅル、H5N1亜型 (強毒))

<平成23年>
 1月 福島県郡山市
 (キンクロハジロ、H5N1亜型 (強毒))
 島根県松江市
 (キンクロハジロ、H5N1亜型 (強毒))
 北海道浜中町
 (オオハクチョウ等、H5N1亜型 (強毒))
 兵庫県伊丹市
 (ホシハジロ・カイヅブリ、H5亜型)
 福島県郡山市
 (キンクロハジロ、H5N1亜型 (強毒))
 高知県仁淀川町
 (オシドリ、H5N1亜型 (強毒))
 鳥取県米子市
 (ユリカモメ・キンクロハジロ、H5N1亜型 (強毒))
 北海道浜中町
 (オオハクチョウ、H5N1亜型 (強毒))
 2月 宮崎県延岡市
 (オシドリ、H5亜型)
 長崎県長崎市
 (オシドリ、H5N1亜型 (強毒))

3 国内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

◆高病原性鳥インフルエンザの家きん分離事例（平成22年11月以降）

No.	発生日	発生場所	発生規模(羽)	防疫措置の進捗状況
1	11月29日	島根県安来市	採卵鶏 21,549	12月27日:終息宣言
2	1月22日	宮崎県宮崎市 ①	種鶏 10,228	1月24日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
3	1月24日	宮崎県新富町 ②	採卵鶏400,944	2月2日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
4	1月26日	鹿児島県出水市	採卵鶏 8,462	1月26日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
5	1月27日	愛知県豊橋市	採卵鶏142,191	2月3日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
6	1月27日	宮崎県都農町 ③	肉用鶏 16,797	1月29日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
7	1月28日	宮崎県川南町 ④	肉用鶏 89,183	1月31日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
8	1月28日	宮崎県延岡市 ⑤	肉用鶏 6,956	1月30日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
9	1月31日	宮崎県高鍋町 ⑥	肉用鶏 40,796	2月1日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
10	2月1日	宮崎県宮崎市 ⑦	肉用鶏190,000	2月4日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
11	2月2日	大分県大分市	採卵鶏 8,100	2月3日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
12	2月4日	宮崎県高千穂町⑧	肉用鶏 58,000	2月6日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
13	2月5日	宮崎県都農町 ⑨	肉用鶏 96,000	2月7日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
14	2月6日	宮崎県門川町 ⑩	肉用鶏 30,000	2月7日:殺処分・埋却等、防疫措置完了
15	2月6日	宮崎県宮崎市 ⑪	肉用鶏 33,000	2月8日:殺処分・埋却等、防疫措置完了

◆野鳥、飼養鳥(※)からの分離事例（平成22年12月以降）

No.	県名	地域	品種	確定日時	ウイルス型
1	鳥取県	米子市	コハクチョウ	H22.12.18	H5N1
2	富山県	高岡市	コブハクチョウ ※	H22.12.19	H5N1
3	鹿児島県	出水市	ナベヅル	H22.12.22	H5N1
4	福島県	郡山市	キンクロハジロ	H23.1.19	H5N1
5	北海道	浜中町	オオハクチョウ	H23.1.22	H5N1
6	島根県	松江市	キンクロハジロ	H23.1.25	H5N1
7	兵庫県	伊丹市	カツブリ、オシドリ	H23.1.28	H5N1
8	高知県	高岡郡	オシドリ	H23.2.1	H5N1
9	鳥取県	米子市	オオハクチョウ	H23.2.1	H5N1
10	北海道	浜中町	オオハクチョウ	H23.2.1	H5N1
11	宮崎県	延岡市	オシドリ	H23.2.5	H5
12	長崎県	長崎市	オシドリ	H23.2.6	H5N1
	島根県	松江市	キンクロハジロ		検査中
	宮崎県	西都市	ハヤブサ		検査中
	大分県	別府市	オシドリ		検査中
	徳島県	那賀町	フクロウ		検査中
	北海道	浜中町	オオハクチョウ		検査中
	山口県	宇部市	キンクロハジロ		検査中

高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合における防疫措置 比較表

平成23年2月9日

	家さん	飼養鳥	野鳥
(1) 基本事項	対策本部設置	—	—
(2) 一般緊急措置	移動制限区域の設定 (原則、半径10km)	監視区域の設定 (原則、半径10km)	監視区域の設定 (原則、半径10km)
制限内容	① 本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限(家さん、死体、卵等) ② 消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を実施 ③ 食鳥処理場、GPセンター等の閉鎖 ④ 家さんを集合させる催物等の開催停止	① 家さん飼養農場の立入調査 ・異常の有無の確認 ・衛生管理の遵守状況	① 家さん飼養農場の立入調査 ・異常の有無の確認 ・衛生管理の遵守状況
解除条件	防疫措置完了後21日以上経過後、国と協議の上、解除	調査終了後、国と協議の上、解除	調査終了後、国と協議の上、解除
(3) 殺処分	家畜伝染病予防法に基づき実施	—	—
(4) 死体の処理	家畜伝染病予防法に基づき実施	—	—
(5) 農場消毒	家畜伝染病予防法に基づき実施	—	—
(6) 汚染物品処理	家畜伝染病予防法に基づき実施	—	—